

外国人との離婚による氏の変更のご案内

日本人配偶者が、その氏を旧姓の氏に変更しようとする場合は、離婚後（米国の方式での離婚後）**3か月以内に限り**、日本の家庭裁判所の許可を得ることなく戸籍上の氏を変更することが出来ます。（※婚姻時に家庭裁判所にて氏を変更された場合は、家庭裁判所にて、旧姓に変更することになります。領事館での氏の変更は出来ません。）

必要書類

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 外国人との離婚による氏の変更届
※当館からお取り寄せください。 | 2 通 |
| 2. 届出人のパスポートのコピー（顔写真のページ） | 1 通 |
| 3. 届出人の米国査証またはグリーンカードのコピー | 1 通 |
| 4. 届出人連絡先表 | 1 通 |

※離婚届と同時に同届出をされる場合は、2、3、4は不要です。

※届出人の戸籍に同籍する子がいるときは、届出人についてのみ新戸籍が編成され、氏変更の効果は同籍している子には及びません。氏変更前の戸籍に在籍している子が氏を変更した父又は母の新戸籍に入籍を希望する場合は、氏を変更した者（父又は母）の戸籍に入籍する旨の「入籍届」によってその戸籍に入籍することができますので、「外国人との離婚による氏の変更届」と併せてお子様の「入籍届」も一緒にご提出ください。